○北陸地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十三日

北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年北陸地方整備局告示第十五号富山高岡広域都市計画道路事業三・四・二百十三号東岩瀬線

三　事業施行期間　自令和三年三月十七日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平三二番四から新城市名号字大六一番二まで　前　一二・五〇～一三四・七〇（メートル）　七・四五一（キロメートル）

後　一一・〇五～一一六・五一（メートル）　七・四五一（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

中部地方整備局長　森本　輝

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四百七十四号　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平八番一から新城市名号字杉本一六番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月十四日十五時

○中部地方整備局告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十四号

(三)　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平八番一から新城市名号字杉本一六番一まで　一一・〇五～一一五・八七（メートル）　七・一〇〇（キロメートル）

(四)　指定する期日　令和八年三月十四日

○中国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十三日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号及び四百二十九号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別

津山市一方字ビワガ淵六三〇番二から同市一方字水門下三六七番一まで　前　八・五〇～二一・九三（メートル）　〇・〇五〇（キロメートル）

後　九・九六～二六・三六（メートル）　〇・〇五〇（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

国会事項

参議院

議案受領（予備審査）

三月十一日衆議院から次の議案が送付された。

インテリジェンスに係る態勢の整備の推進に関する法律案（橋本幹彦外二名提出）（衆第三号）

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）（衆第四号）

質問主意書転送

三月十一日次の質問主意書を内閣に転送した。

島嶼地域における国民保護と国防政策の併存に起因する制度的課題に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第六号）

提出が遅れた令和八年度予算の年度内成立を求めることと三権分立との関係に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第七号）

社会保障国民会議の法的根拠及び議事録等の保存に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第八号）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、チリ大統領ホセ・アントニオ・カスト・リスト閣下の大統領就任につき、三月十一日御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

沖縄総合事務局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第３号）及び沖縄海上旅客運送業最低賃金（平成９年沖縄総合事務局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月13日

内閣府沖縄総合事務局長　小八木大成